

骨髄移植手術等の医療行為により、接種済みの予防接種の免疫を失った方に対して再接種費用を一部助成します。

2026.4.1～

横手市では、骨髄移植手術やがん治療等で免疫が消失し、接種済みの予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方で、それらの予防接種を再接種する場合、その費用を一部助成いたします。

【概要】

1. 対象者 横手市に住所を有する方で、以下の要件をすべて満たす方

骨髄移植手術等の理由により、接種済みの予防接種の効果が期待できないと医師により判断されている方（医師の理由書が必要です。）

疾患に罹患する前の予防接種記録（母子健康手帳または接種済証）をお持ちの方



2. 対象となる予防接種

医師が必要と認めたワクチンであり、かつ過去に接種している定期予防接種と任意の一部

B型肝炎、5種混合、小児用肺炎球菌感染症、MR（麻しん風しん混合）、水痘、日本脳炎、おたふく、ヒトパピローマウイルス感染症など

3. 助成金額

予防接種にかかった費用（横手市の予防接種委託料の上限額）

※全額自己負担で接種後、後日払い戻しいたします。

4. 予防接種健康被害救済制度

ワクチン接種によって重篤な副反応が発生した場合は、障害の程度により横手市予防接種事故災害補償規定により、災害補償がなされます。また独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度により、一定の給付が行われる場合もあります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、健康推進課（33-9600）へご相談ください。



1. 横手市へ提出するもの

- ・「横手市骨髄移植手術等に伴う予防接種の再接種費用助成事業申請書」（様式第1号）
- ・「横手市骨髄移植等に伴う予防接種の再接種に係る理由書」（様式第2号）
- ・母子健康手帳の写しまたは接種済証（接種記録）

提出先：横手市健康推進課 ※郵送可能

【注意事項】

- ・申請者の電話番号は、日中連絡の取れる方の電話番号（可能であれば携帯電話）を記入してください。
- ・接種の途中で医療機関を変更しようとする場合、接種種類および回数が増える場合は、新たに申請が必要になりますので、ご注意ください。





2. 提出いただいた申請書に基づき、横手市から申請者へ「横手市骨髓移植手術等に伴う予防接種の再接種費用助成金事業の対象認定について」（様式第3号）を交付する。

※横手市から助成する予防接種の種類・回数をお知らせします。

※発行には2週間程度かかります。



3. 医療機関にて接種を実施する。

接種を実施する医療機関へ、下記をご持参ください。

① 母子健康手帳

② 接種費用

※予診票は病院のものを使用してください。



4. 横手市へ費用助成金請求のための書類を提出する。

書類は、横手市健康推進課へ提出してください。郵送でも差支えありません。

【提出書類】

① 横手市骨髓移植手術等に伴う予防接種の再接種費用助成事業請求書（償還払）（様式第4号）

② 予防接種費用の領収書（原本：予防接種の種類と金額が分かるもの）

③ 接種記録の写し（母子健康手帳または接種済証または予診票）

母子健康手帳の場合：再接種した予防接種記録のページ

※請求書の提出は、接種日の年度内に行ってください。

※年度をまたぐ場合は、3月分までで一旦ご請求いただき、改めて4月以降分を請求くださいますようお願いいたします。

ご不明なことがありましたら、下記へお問い合わせください。



★問い合わせ先★

横手市健康推進課

〒013-0044

横手市横山町1番1号（横手保健センター内）

電話 0182-33-9600（課直通）